

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年七月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第一条 宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十三年建設省令第三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。)の施行に関しては、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「旧政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年農林水産省・国土交通省令第三号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「旧省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。</p> <p>(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)</p> <p>第二条の二 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域(以下「宅地造成等区域」という。)を工区に分けたときは、省令第七条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、旧法及び旧政令において使用する用語の例による。</p> <p>(工事の許可申請の手続)</p> <p>第二条の二 旧法第八条第一項本文の規定による許可を受けようとする造成主は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の施行区域(以下「宅地造成区域」という。)を工区に分けたときは、旧省令第四条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。</p>

(住民説明会開催の対象となる盛土)

第三条 省令第六条ただし書の規則で定める場合は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域の設定の基となる溪流の流域内の土地及び土砂災害警戒区域内の土地において、政令第三条第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する盛土をする場合とする。

(資力、信用等を証する書類)

第四条 省令第七条第一項第十二号又は同条第二項第十号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の預金残高証明書
- 二 工事主の資金借入又は融資証明書
- 三 工事主が、法人の場合にあつては最近二年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては最近三年間の所得税の納税証明書
- 四 工事主が工事によつて造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあつては、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の規定による免許を受けていることを証する書類
- 五 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類（工事の難易度が高い場合に限る。）
- 六 その他知事が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第五条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、別記様式第一号による宅地造成等に関する工事着手届書を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

第六条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、別記様式第四号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に、省令第七条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

21 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、別記様式第五号による土石の堆積に関する工事の協議申出書に、省令第七条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(工事の着手届)

第三条 旧法第八条第一項本文の規定による許可を受けた造成主（以下「許可を受けた造成主」という。）は、当該許可に係る宅地造成に関する工事に着手したときは、別記様式第一号による宅地造成工事着手届書を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事計画の変更許可)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第一項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

21 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第二項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第八条 宅地造成等に関する工事について、法第十六条第二項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、別記様式第六号による宅地造成等に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出許可)

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第七号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第三十七条第一項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

21 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第八号による土石の堆積に関する工事の変更協議申出書に、省令第三十七条第二項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第十条 法第二十一条第一項又は第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第九号又は別記様式第十号による届出工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出)

第十一条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止

(工事計画の変更許可)

第四条 旧法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、旧省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 旧法第十二条第二項の規定による知事への届出を行おうとする者は、別記様式第四号による宅地造成に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(届出工事の変更届出)

第六条 旧法第十五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第五号又は別記様式第六号による届出工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(工程等の変更届出)

第七条 許可を受けた造成主又は旧法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、別記様式第七号による宅地造成工事工程等変更届書を知事

しようとするときは、別記様式第十一号による宅地造成等に関する工事工程等変更届書を知事に提出しなければならない。

に提出しなければならない。

(技術的基準の強化)

第十二条 政令第十六条第一項第三号の技術的基準について、雨水又は合流に係る排水施設の断面積は、次の第一号及び第二号に掲げる数値を用いて算定した計画流量を第三号に掲げる率で割増したもによつて決定するよう強化する。

- 一 一時間の降雨量 百二十ミリメートル
- 二 流出係数 密集市街地 〇・九  
一般市街地 〇・八  
水田及び山地 〇・七  
畑及び原野 〇・六
- 三 割増率 雨水に係る排水施設 二十パーセント  
合流に係る排水施設 三十パーセント

(擁壁の設置の緩和)

第八条 旧政令第十五条第一項の規定による擁壁の代替措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 石積み工
- 二 芝工
- 三 積苗工
- 四 知事が適当と認めた工法

(技術的基準の強化等)

第九条 政令第五条第四号及び第十三条第三号の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。

- 一 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、谷筋又は傾斜している方向に約五十メートルの間隔でその盛土の高さの五分の一以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止め擁壁を設置すること。
- 二 雨水又は合流に係る排水施設の断面積は、次のイ及びロに掲げる数値を用いて算定した計画流量をハに掲げる率で割増したもによつて決定すること。
- イ 一時間の降雨量 百二十ミリメートル
- ロ 流出係数 密集市街地 〇・九  
一般市街地 〇・八  
水田及び山地 〇・七  
畑及び原野 〇・六
- ハ 割増率 雨水に係る排水施設 二十パーセント  
合流に係る排水施設 三十パーセント

(標識の掲示)

第十条 許可を受けた造成主は、宅地造成に関する工事の期間中別記様式第八号による許可済の標識をその工事現場内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(工事の施行状況報告)

第十一条 許可を受けた造成主は、擁壁及び排水施設に関する工事が次に掲げる工程に達したときは、そのつど、遅滞なく別記様式第九号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 擁壁の床掘りを完了したとき。
- 二 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合に

(宅地造成等に関する工事の完了検査の手続)

第十三条 法第十七条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、法第十二条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行つたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の中間検査の手続)

第十四条 法第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、法第十二条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行つたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第十五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、別記様式第十二号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第四十八条第一項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

21 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、別記様式第十三号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第四十八条第二項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続)

第十六条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域（以下「特定盛土等区域」という。）を工区に分けたときは、省令第六十二条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(住民説明会の対象となる盛土)

あつては、その基礎配筋を完了したとき。  
三 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。  
21 前項の報告書には、当該工事の施行場所を記載した宅地の平面図、断面図及び当該工事の施行状況を明らかにした写真を添付しなければならない。

(工事完了検査の手続)

第十一条の二 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、第二条の二の規定により宅地造成区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

第十七条 省令第六十二条に規定する省令第六条ただし書の規則で定める場合は、第三条に規定する盛土をする場合とする。

(資力、信用等を証する書類)

第十八条 省令第六十三条第一項第二号又は同条第二項第二号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、第四条第一号から第六号までに掲げる書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届)

第十九条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、別記様式第十四号による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等)

第二十條 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、別記様式第四号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に、省令第六十三条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2| 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、別記様式第五号による土石の堆積に関する工事の協議申出書に、省令第六十三条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可)

第二十一条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第一項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2| 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第二項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第二十二条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第二項の規定

による知事への届出を行おうとする工事主は、別記様式第十五号による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の届出許可〕

第二十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第七号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第六十七条第一項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

21 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第八号による土石の堆積に関する工事の変更協議申出書に、省令第六十七条第二項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出工事の変更届出〕

第二十四条 法第四十条第一項又は第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第十六号又は別記様式第十七号による届出工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出〕

第二十五条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、別記様式第十八号による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書を知事に提出しなければならない。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査の手続〕

第二十六条 法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、法第三十条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行つたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中間検査の手続〕

第二十七条 法第三十七条第一項の規定による

中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、法第三十条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行つたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第二十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、別記様式第十九号による特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第七十八条第一項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2| 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、別記様式第二十号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第七十八条第二項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第二十九条 (略)

一 法第七条第一項の身分証明書 別記様式第二十一号

二 法第七条第二項の身分証明書 別記様式第二十二号

三 法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する法第七条第一項の身分証明書 別記様式第二十三号

(許可申請書等の提出部数)

第三十条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数の正本の写しを添付しなければならない。

一 第十条又は第二十四条の変更届書 宅地造成等区域の所在する地域を管轄する市町(以下「宅地造成等関係市町」という。)  
又は特定盛土等区域の所在する地域を管轄する市町(以下「特定盛土等関係市町」という。)  
の数に二(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成に係るものにあつては一)を加えた数

二 省令第七条又は省令第六十三条の許可申請書、省令第三十七条又は省令第六十七条の変更許可申請書及び第十一条の宅地造成等に関する工事工程等変更届書又は第二十五条の特定盛土等工事工程等変更届書、宅地造成等又は土石の堆積関係市町又は特定盛土等関係市町の数に一を加えた数(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成又は特定盛土等若しくは土石の堆積に係るものにあつては、宅地造成等関係市町又は特定

(身分証明書の様式)

第十二条 (略)

一 旧法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十号

二 旧法第六条第二項の身分証明書 別記様式第十一号

三 旧法第十八条第二項において準用する法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十二号

(許可申請書等の提出部数)

第十三条 旧法、旧省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数の正本の写しを添付しなければならない。

一 第五条の変更届書 宅地造成区域の所在する地域を管轄する市町(以下「宅地造成関係市町」という。)  
の数に二(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成に係るものにあつては一)を加えた数

二 旧省令第四条の許可申請書、第四条第一項の変更許可申請書及び第七条の宅地造成工事工程等変更届書、宅地造成関係市町の数に一を加えた数(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成に係るものにあつては、宅地造成関係市町の数)

盛土等関係市町の数

三 省令第四十条又は省令第七十条の工事完了検査申請書、省令第四十六条又は省令第七十六条の中間検査申請書、省令第五十二条又は省令第八十二条の届出書、第五条の宅地造成等に関する工事着手届書又は第十九条の特定盛土等又は土石の堆積工事着手届書及び第十条又は第二十四条の届出工事の変更届書、宅地造成等関係市町又は特定盛土等関係市町の数

(書類の経由)

第三十一条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、宅地造成又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行区域又は公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地の区域（以下「転用区域」という。）を管轄する建設事務所の長（当該転用区域が二以上の建設事務所の管轄区域にわたるときは、管轄区域に属する転用区域の面積が最大の建設事務所の長）を経由して提出しなければならない。

三 旧省令第二十七条の工事完了検査申請書、旧省令第二十九条の届出書、第三条の宅地造成工事着手届書及び第六条の届出工事の変更届書、宅地造成関係市町の数

(書類の経由)

第十四条 旧法、旧省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、宅地造成に関する工事の施行区域又は宅地以外の土地を宅地に転用した土地の区域（以下「宅地造成区域」という。）を管轄する建設事務所の長（当該宅地造成区域等が二以上の建設事務所の管轄区域にわたるときは、管轄区域に属する宅地造成区域等の面積が最大の建設事務所の長）を経由して提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第5条関係)

宅地造成等に関する工事着手届書  
(略)

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

(略)	(略)
工事が施行される土地の所在	
(略)	(略)

注 (略)

様式第2号 (第4条関係) 削除

様式第6号 (第8条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届書  
(略)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号
- 2 土地の所在及び地番
- 3・4 (略)

注 (略)

改正前

様式第1号 (第3条関係)

宅地造成工事着手届書  
(略)

宅地造成工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

(略)	(略)
造成地の所在	
(略)	(略)

注 (略)

様式第2号 (第4条関係) (略)

様式第4号 (第5条関係)

宅地造成に関する工事の変更届書  
(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 宅地造成に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号
- 2 宅地の所在及び地番
- 3・4 (略)

注 (略)

様式第9号 (第10条関係)

届出工事の変更届書  
(略)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第21条第1項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第10号 (第10条関係)

届出工事の変更届書  
(略)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第21条第3項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第11号 (第11条関係)

宅地造成等に関する工事工程等変更届書  
(略)

中止  
再開 したので、届け出ます。  
廃止

宅地造成等に関する工事を次のとおり

(略)

注 (略)

様式第5号 (第6条関係)

届出工事の変更届書  
(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第6号 (第6条関係)

届出工事の変更届書  
(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第7号 (第7条関係)

宅地造成工事工程等変更届書  
(略)

中止  
再開 したので、届け出ます。  
廃止

宅地造成工事を次のとおり

(略)

注 (略)

様式第21号 (第29条第1号関係)

(表面)

身分証明書  
(略)

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第22号 (第29条第2号関係)

(表面)

(障害物の伐除を行う場合)

第号

身分証明書  
(略)

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第6条第1項の規定により、障害物の伐採を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

様式第8号 (第10条関係) (略)

様式第9号 (第11条関係) (略)

様式第10号

(表面)

身分証明書  
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第11号

(表面)

(障害物の伐除を行う場合)

第号

身分証明書  
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定により、障害物の伐採を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行う場合)

第 号

身 分 証 明 書

(略)

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行う場合)

第 号

身 分 証 明 書

(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

様式第23号（第29条第3号関係）

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

(略)

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第24条第2項及び第43条第2項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

(裏面)

注 意 事 項

1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。

2 (略)

様式第12号

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第4号 (第6条第1項関係、第20条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。						
年 月 日 広島県知事 様						
協議者 住所 氏名						
(法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)						
1 工事主住所及び氏名						
2 設計者住所及び氏名						
3 工事施行者住所及び氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)					
5 土地の面積	平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無					
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ				メートル	
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル	
	ハ 盛土又は切土の土量	切土				立方メートル
		盛土				立方メートル
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			センチメートル	メートル		

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号 (第6条第2項関係、第20条第2項関係)

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。			
年 月 日 広島県知事 様			
協議者 住所 氏名			
( 法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名 )			
1	工事主住所及び氏名		
2	設計者住所及び氏名		
3	工事施行者住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		
	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積 平方メートル		
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置		
		番号	空地の幅 メートル
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	

ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日		年 月 日	
カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第7号 (第9条第1項関係、第23条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申 出します。  年 月 日 広島県知事 様  協議者 住所 氏名  (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)					
1	工事主住所及び氏名				
2	設計者住所及び氏名				
3	工事施行者住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積		平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ	盛土又は切土の高 さ		メートル	
	ロ	盛土又は切土をす る土地の面積		平方メートル	
	ハ	盛土又は切土の土 量	切土	立方メートル	
			盛土	立方メートル	
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ メートル
					延長 メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ メートル
					延長 メートル
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	
				延長 メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号		第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3 欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号 (第9条第2項関係、第23条第2項関係)

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申 し出ます。	
年 月 日 広島県知事 様	
協議者 住所 氏名	
( 法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名 )	
1	工事主住所及び氏名
2	設計者住所及び氏名
3	工事施行者住所及び氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)
	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置
	ト 空地の設置
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ	工事中の危害防止のための措置			
ル	その他の措置			
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ	工事完了予定年月日	年 月 日		
カ	工程の概要			
8	その他の必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十一号の次に次の九様式を加える。

様式第12号 (第15条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指 令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第13号（第15条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
9 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
2 報告の時点における土石の堆積を行つている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第14号（第19条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

工 事 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 指 令 第 号
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在	
着 手 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第15号（第22条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第2項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第16号（第24条関係）

届出工事の変更届書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第1項の規定により届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第17号（第24条関係）

届出工事の変更届書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第3項の規定により届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初 に 届 け 出 た 年 月 日	
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第18号（第25条関係）

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり 中止  
再開 したので、届け出ます。  
廃止

許 可 届 出 年月日及び番号	年 月 日 指 令 第 号
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

- 注 1 不用な文字は、消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第19号（第28条第1項関係）

特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第38条第1項の規定により、特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第20号（第28条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
9 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第二条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資力、信用等を証する書類) 第五条 (略)</p> <p>一 申請者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類、個人の場合にあつては住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類</p> <p>二 申請者が、法人の場合にあつては最近三年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては最近三年間の所得税の納税証明書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていることを証する書類</p> <p>五 (略)</p>	<p>(資力、信用等を証する書類) 第五条 (略)</p> <p>一 申請者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し</p> <p>二 申請者が、法人の場合にあつては最近二年間の法人税の納税証明書及び営業報告書、個人の場合にあつては最近二年間の所得税の納税証明書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 工事施行者の工事経歴書及び工事施行者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていることを証する書類</p> <p>五 (略)</p>

別記様式第二号(第三用紙)の次に次の一様式を加える。

様式第2号

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要

(第4用紙)

1	工事主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 土地の代表地点の緯度経度	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	造成等を行う土地の面積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
		ハ 盛土又は切土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
		ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
		ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
		ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
		ト 崖面の保護の方法				
		チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置						
ヌ その他の措置						
ル 工事着手予定年月日	年 月 日					
ロ 工事完了予定年月日	年 月 日					
ワ 工程の概要						
11	その他必要な事項					

(注意)

- 1 第1用紙の開発の目的欄には、自己の住宅用地、分譲住宅、建売住宅付分譲住宅、一括譲渡地、自己の工場用地、自己の店舗等の区分を明示して記入すること。
- 2 第1用紙の摘要欄には、市街化区域、市街化調整区域の区分を明示し、さらに地域地区等が定められている場合は、それも記入すること。
- 3 第4用紙について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規制を受ける場合は、本用紙を記入すること。
- 4 第4用紙について、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 第4用紙について、1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名ほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 6 第4用紙について、2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 7 第4用紙について、3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出ること。
- 8 第4用紙について、4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 9 第4用紙について、8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 10 第4用紙について、9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11 第4用紙について、11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号の2（第6条の2関係）

開発行為に係る協議申出書  
(略)  
(略)

注 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内又は第26条第1項の特定盛土等規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第15条第1項の宅地造成等に関する工事の協議又は第34条第1項の特定盛土等に関する工事の協議が不要となる。

2-6 (略)

改正前

様式第7号の2（第6条の2関係）

開発行為に係る協議申出書  
(略)  
(略)

注 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となる。

2-6 (略)

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第三条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二條 (認定申請の手續) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。</p> <p>一一八 (略) 三一五 (略)</p>	<p>第二條 (認定申請の手續) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。</p> <p>一一八 (略) 三一五 (略)</p>

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第四条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請)</p> <p>第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第六号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請)</p> <p>第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第五号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第11号の2（第21条の2関係）

建築認定申請書  
(略)

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第6号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実  
に相違ありません。

(略)

注 (略)

建築認定通知書  
(略)

年 月 日付で申請の事項は、広島県建築基準法  
施行条例第4条の2第2項第6号の規定により認定したので、通知し  
ます。

(略)

(注) (略)

改正前

様式第11号の2（第21条の2関係）

建築認定申請書  
(略)

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第5号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実  
に相違ありません。

(略)

注 (略)

建築認定通知書  
(略)

年 月 日付で申請の事項は、広島県建築基準法  
施行条例第4条の2第2項第5号の規定により認定したので、通知し  
ます。

(略)

(注) (略)

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第五条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町が処理する事務の範囲)		(市町が処理する事務の範囲)	
第二条 (略)	(略)	第二条 (略)	(略)
<p>二 特例条 例第二条 の表の第 十六号の 二(18)に規 定する宅 地造成等 規制法の 施行に係 る事務の うち、規 則に基づ く事務で あって別 に規則で 定めるも の</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則等の 一部を改正する規則(令和五年広 島県規則第五十号) 附則第二項の 規定によりなお従前の例によるこ ととされる同規則による改正前の 宅地造成等規制法施行細則(昭和 三十八年広島県規則第二十三号。 以下この号において「旧規則」と いう。)に基づく事務のうち、次 に掲げるもの(特例条例第二条の 表の第十六号の二(1)に規定する許 可並びに同号(10)から(12)までに規定 する届出に係るものに限る。)</p> <p>(1) 旧規則第三条の規定による工 事着手の届出の受付</p> <p>(2) 旧規則第六条の規定による変 更の届出の受付</p> <p>(3) 旧規則第七条の規定による工 事の中止等の届出の受付</p> <p>(4) 旧規則第十一条第一項の規定 による報告の受付</p>	<p>二 特例条 例第二条 の表の第 十六号の 二(24)に規 定する宅 地造成等 規制法の 施行に係 る事務の うち、規 則に基づ く事務で あって別 に規則で 定めるも の</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則(昭 和三十八年広島県規則第二十三号。 以下この号において「規則」とい う。)に基づく事務のうち、次に 掲げるもの(特例条例第二条の表 の第十六号の二(1)及び(5)に規定す る許可並びに同号(14)から(16)までに 規定する届出に係るものに限る。)</p> <p>(1) 規則第三条の規定による工事 着手の届出の受付</p> <p>(2) 規則第六条の規定による変更 の届出の受付</p> <p>(3) 規則第七条の規定による工事 の中止等の届出の受付</p> <p>(4) 規則第十一条第一項の規定に よる報告の受付</p>
<p>二の二 特 例条例第 二条の表 の第十六 号の二の 二(65)に規 定する宅 地造成及 び特定盛 土等規制 法の施行 に係る事 務のうち 規則に基 づく事務 であって 別に規則 で定める</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 施行細則(昭和三十八年広島県規 則第二十三号。以下この号におい て「規則」という。)に基づき事 務のうち、次に掲げるもの(特例 条例第二条の表の第十六号の二の 二(6)、(11)、(34)、(39)に規定する許可 並びに同号(26)、(28)、(29)、(54)、(56)、 (57)までに規定する届出に係るもの に限る。)</p> <p>(1) 規則第五条及び第十九条の規 定による工事着手の届出の受付</p> <p>(2) 規則第十条及び第二十四条の 規定による変更の届出の受付</p> <p>(3) 規則第十一条及び第二十五条 の規定による工事の中止等の届 出の受付</p> <p>(4) 規則第十五条及び第二十八条</p>		

もの	の規定による定期の報告の受付	(略)	(略)
<p>十四 特例          条例第三          条の表の          第十六号          (5)に規定          する宅地          造成等規          制法の施          行に係る          事務のう          ち、規則          に基づく          事務であ          った別に          規則で定          めるもの</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則等の          一部を改正する規則（令和五年広          島県規則第五十号）附則第二項の          規定によりなお従前の例によるこ          ととされる同規則による改正前の          宅地造成等規制法施行細則（以下          この号において「旧規則」という。          ）に基づく事務のうち、次に掲げ          るもの</p> <p>(1) 旧規則第二条の規定による工          事着手の届出の受付          (2) 旧規則第六条の規定による変          更の届出の受付          (3) 旧規則第七条の規定による工          事の中止等の届出の受付</p>	<p>十四 特例          条例第三          条の表の          第十六号          (7)に規定          する宅地          造成等規          制法の施          行に係る          事務のう          ち、規則          に基づく          事務であ          った別に          規則で定          めるもの</p>	<p>宅地造成等規制法施行細則（以          下この号において「規則」という。          ）に基づく事務のうち、次に掲げ          るもの</p> <p>(1) 規則第三条の規定による工事          着手の届出の受付          (2) 規則第六条の規定による変更          の届出の受付          (3) 規則第七条の規定による工事          の中止等の届出の受付</p>
<p>十四の二          特例条例          第三条の          表の第十          六号の二          (23)に規定          する宅地          造成及び          特定盛土          等規制法          の施行に          係る事務          のうち、          規則に基          づく事務          であって          別に規則          で定める          もの</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法          施行細則（昭和三十八年広島県規          則第二十三号。以下この号におい          て「規則」という。）に基づく事          務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第五条及び第十九条の規          定による工事着手の届出の受付          (2) 規則第十条及び第二十四条の          規定による変更の届出の受付          (3) 規則第十一条及び第二十五条          の規定による工事の中止等の届          出の受付          (4) 規則第十五条及び第二十八条          の規定による定期の報告の受付</p>	(略)	(略)

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法令等の許可等)          第十六条 条例第十六条第八号の規則で定める          法令等の許可等は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(法令等の許可等)          第十六条 条例第十六条第七号の規則で定める          法令等の許可等は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一一一八 (略)</p> <p>2 条例第十六条第八号の規定による届出は、別記様式第五号による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書により行うものとする。</p> <p>(許可を要しない土砂埋立行為)</p> <p>第十七条 条例第十六条第九号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一一四 (略)</p>	<p>一一一八 (略)</p> <p>2 条例第十六条第七号の規定による届出は、別記様式第五号による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書により行うものとする。</p> <p>(許可を要しない土砂埋立行為)</p> <p>第十七条 条例第十六条第八号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一一四 (略)</p>
---	---

附則

(施行期日)

1 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和五年広島県条例第二十一号）の施行の日

(経過措置)

2 第一条から第三条までにおいて、この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律百九十一号）第八条第一項本文の許可（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けている者に係る宅地造成に関する工事の着手の手続等については、なお従前の例による。